

めの講座（通信講座を含む）を受け、修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支援します。

① 受講修了時給付金

受講費用の4割（上限10万円）

② 合格時給付金

受講費用の2割（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）

※ 受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074604.html>

■ 支援情報 —————

◆ ひとり親家庭等日常生活支援事業

「けがや病気で家事ができないので手伝ってほしい」

「資格取得や就活活動などの時、子どもをみてほしい。」

「残業があり、子どもを迎えに行けないので、家でみてほしい」

等でひとり親の皆さん、困っていませんか？

ひとり親家庭のお母さん、お父さんが、下記のような状況で生活援助や保育援助が必要な時、一時的に家庭生活支援員を派遣します。

① 就職活動や一時的な疾病、事故、冠婚葬祭、学校行事参加など

② 未就学児がいる家庭で残業等

地域や日時、支援内容、世帯状態によっては、派遣できない場合があります。事前にお問合せ下さい。

○ 利用できる世帯

ひとり親家庭

○サービスの種類及び内容

サービスの種類は、生活支援と子育て支援の2種類です。

- ・ 乳幼児の保育
- ・ 児童の生活指導
- ・ 食事の世話
- ・ 住居の掃除
- ・ 身の回りの世話
- ・ 生活必需品等の買い物
- ・ 医療機関等との連絡
- ・ その他必要な用務

○利用料金

費用は所得に応じて負担金があります（1時間当たり）。

【生活援助】

- * 生活保護世帯または市町村民税非課税世帯・・・0円
- * 児童扶養手当支給水準の世帯・・・・・・・・・・150円
- * 上記以外の世帯・・・・・・・・・・300円

【子育て支援】

- * 生活保護世帯または市町村民税非課税世帯・・・0円
- * 児童扶養手当支給水準の世帯・・・・・・・・・・70円
- * 上記以外の世帯・・・・・・・・・・150円

○申込み窓口

各市町役場

※未実施の市町がありますので事前にご確認ください。

他、詳細は各市町役場にてお問合せください。

■お知らせ――――――

◆『YELLながさき』年末年始お休みのご案内

12月29日（水）～1月3日（月）までお休みとなります。

2022年1月4日（火）10時から開所いたします。

よろしく願いいたします。

■ 1月の予定 —————

◆ 「YELLながさき定期法律相談」

1月19日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

鷺見 賢一 弁護士

弁護士法人 ALAW&GOODLOOP 長崎オフィスホームページ

<http://agl-law.jp/aboutus/office/nagasaki-office/>

※日程等合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。まずはお問合せください。

■ 編集後記 —————

◆ 『YELLながさき』ご利用への感謝

今年もひとり親家庭のお母さん、お父さんとのたくさんのお会いを頂きました。来所、電話、LINE、講習会、セミナーと様々な場面で、おひとりおひとりの思いに触れさせていただき私たちは一人で生きているんじゃないと改めて感じました。

この1年間『YELLながさき』をご利用いただきまして本当にありがとうございました。どうぞ来年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

新しい年も未来を担う子ども達が家族、地域の多くの方に見守られ健やかに育ちますように。新しい年がみなさまにとって良い年でありますように。

